

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年 8 月 8 日
【発行者の名称】	株式会社コヤマ・ミライエ
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 小山 武
【本店の所在の場所】	静岡県富士市伝法878番地の15 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの 連絡場所で行っております。)
【電話番号】	—
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中原813番地の 2
【電話番号】	(054) 260-7410
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 鈴木 雅人
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	(052) 589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年 9 月 11 日にTOKYO PRO Marketへ上場する 予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売 付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証 券上場規程の特例第110条第 3 項の規定により、発行者情報に相当す る情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社コヤマ・ミライエ https://www.koyama-miraie.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期 (中間)
決算年月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	4,733,970	5,917,692	6,875,742	4,037,766
経常利益 (千円)	139,732	25,875	256,313	37,138
当期(中間) 純利益又は当期純損失 (△) (千円)	92,617	△25,964	178,128	24,980
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200	200
純資産額 (千円)	246,391	220,427	398,555	423,536
総資産額 (千円)	1,071,395	1,362,411	1,741,315	1,607,072
1株当たり純資産額 (円)	1,231.95	1,102.13	1,992.77	2,117.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—
1株当たり当期(中間) 純利益又は当期純損失 (△) (円)	463.08	△129.82	880.64	124.90
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.00	16.18	22.89	26.35
自己資本利益率 (%)	45.72	△11.12	57.56	6.08
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△1,768	263,492	△173,354
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△166,526	△50,441	△41,460
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	312,334	60,900	△29,919
現金及び現金同等物 の期末(中間期末) 残高 (千円)	464,739	608,778	882,759	638,024
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	30 〔2〕	33 〔4〕	37 〔8〕	37 〔5〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第21期の財務諸表について、きぼう監査法人の監査を受けておりますが、第19期及び第20期の財務諸表について、当該監査を受けておりません。
5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第22期(中間)の中間財務諸表について、きぼう監査法人の期中レビューを受けております。
6. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移について、記載しておりません。
7. 第19期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。

8. 連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
9. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
11. 当社は、2025年6月16日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、2022年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期（中間）純利益又は当期純損失を算定しております。

2 【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2003年12月	ビッグウェーブインターナショナル株式会社を静岡県富士市に中古車買取業を目的に設立
2005年 1 月	富士宮店オープン
2007年 6 月	富士平塚店オープン
2012年 1 月	株式会社ビッグウェーブより焼津店事業承継
2016年12月	株式会社ビッグウェーブより沼津インター店事業承継 商号をビッグウェーブインターナショナル株式会社から株式会社コヤマ・ミライエに変更 「KOYAMA」ブランド独立
2017年 1 月	独自査定買取システム「REPORT」運用開始 御前崎店、静岡池田店オープン
2019年12月	富士平塚店FC化
2020年 7 月	袋井上山梨店オープン
2022年 2 月	柿田川店オープン
2022年 4 月	LINE査定運用開始
2022年12月	新富士店オープン
2023年 6 月	藤枝店オープン
2023年 7 月	浜松東店、静岡中原店オープン
2024年 7 月	富士法人営業 運営開始
2024年 8 月	浜松西店オープン

3 【事業の内容】

当社は、中古自動車の買い取りを主な事業として取り組んでおります。

「お客様にとって、車に関することなら何でも相談できる存在」となることを目指して、世代を問わず当社をご利用頂けるように、店舗型の運営を主としており、現在、静岡県内に12店舗を構え、運営しております。

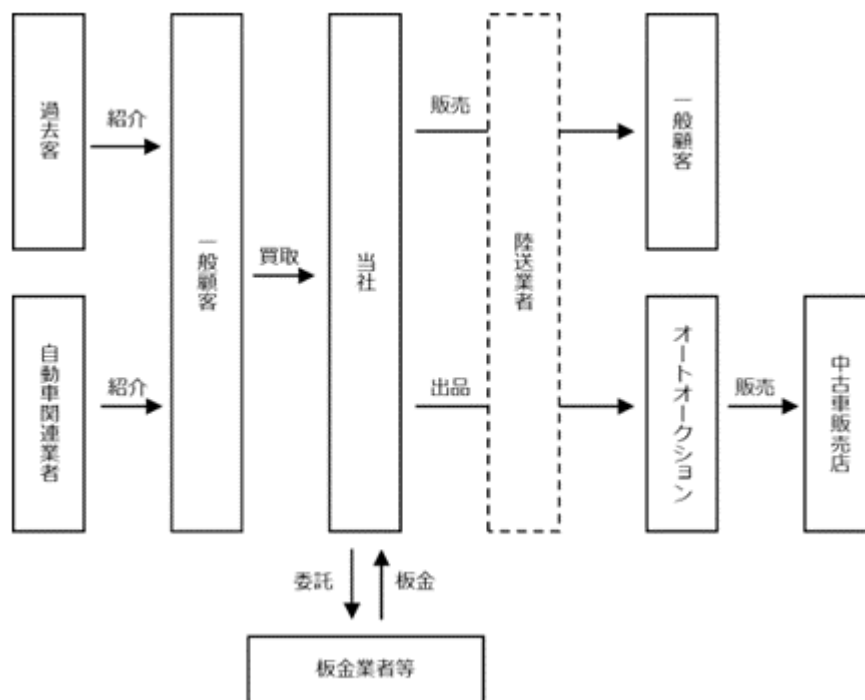
事業の内容としては、主に店舗に来店頂いた一般消費者の車を買取り、オートオークションにて出品・販売しております。

当社の顧客は一般消費者ですが、過去利用して頂いたお客様や、店舗周辺の自動車取扱店から紹介頂くお客様が主な顧客となっております。このように紹介によって顧客を獲得することで、成約率を高め、効率的な営業活動を行うことができております。そのためには、目の前のお客様や関係する業者様に対して、真摯で誠実な対応をすることがとても重要であるため、社員教育に力を入れており、どの店舗においても同水準のサービスや顧客対応ができるように努めております。

また当社は中古車買取事業に注力するため、一般顧客への自動車の販売事業は主として行っておりません。自動車の整備や車検、メンテナンス、保険代理店事業等の周辺事業については、取引業者への委託・仲介を主とし、当社では行っておりません。

近時は特に、中古自動車業界の相次ぐ不祥事によって中古自動車業界全体に対するイメージが悪化しているため、当社としては、自動車の販売や周辺事業は行わず、自動車の買取に専念している企業として発信していくことで、一般消費者からの安心を獲得できるよう取り組んでいます。更に、コンプライアンス意識の醸成及び内部管理体制の強化に継続的に取り組むことで、同業他社で発生したような不祥事を未然に防ぐ体制の構築に努めています。

事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38 (5)	33.2	4.8	4,991

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与の計算には、臨時雇用者は含めておりません。
3. 当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当事業年度における、国内中古車登録台数は3,639,259台（前期比104%）となっており、中古車市場における登録台数は増加傾向にあります。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

国内における新車販売の主流は所有車両の買い替え需要ですが、近年は買い替えスパンが長期化傾向にあります。しかしながら、2023年から2024年においては、半導体をはじめとする自動車部品サプライチェーンの混乱が解消に向かったことにより新車生産・販売環境が大きく改善し、新車への買い替え時に発生する下取車両も増加傾向にありました。今後は、脱炭素化といった地球規模での課題解決や、モビリティ（移動手段・方法）の多様化により、販売車両の高機能化や電動化が進んでいくことが想定されます。これに伴い、短期的には新車販売価格の上昇が続くことが予想され、新車よりも比較的安価である中古車の需要は今後も拡大していくことが想定されます。

また、中古車オークション会場の会員分類別落札状況のデータ推移によると、海外輸出向け車両の構成比が過去5年で約10ポイント上昇し、2024年は海外輸出向けが全体の42%を占める割合となっています。これはコロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ問題等の世界情勢の変化、為替相場（円安）の影響によるものと考えられます。海外輸出向け車両比率の上昇に伴い、車両買取価格、オークション落札価格も上昇しており、当社における成約率、成約単価も上昇傾向にあります。

国内向け、海外向けともに中古車市場においては、総じて需要と供給のバランスが取れており、市場環境は安定して推移しました。

このような市場環境の中で、当社は静岡県内12店舗目となる浜松西店を2024年8月にオープンしました。また、前事業年度に新規オープンした3店舗についても、地域に密着した店舗運営を実践した結果、業績は順調に推移しています。

その結果、当事業年度においては、中古車の買取台数、販売台数ともに過去最高の台数となりました。当事業年度売上高は6,875,742千円（前年同期比16.2%増）となり、営業利益は262,145千円（前年同期比736.5%増）、経常利益は256,313千円（前年同期比890.6%増）、当期純利益は178,128千円（前事業年度は当期純損失△25,964千円）となりました。

なお、当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

第22期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間会計期間における我が国の経済は、緩やかな持ち直しを続けています。賃金、雇用情勢の改善が続くなど個人消費を取り巻く環境は決して悪くありませんが、物価高の影響もあって消費支出の低迷が続く懸念があるほか、輸出の動きも弱い状況です。一方で、海外においては、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響に加え、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、ロシア・ウクライナ情勢、金融資本市場の変更等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社をとりまく経営環境としては、我が国の中古車業界について、当中間会計期間における国内中古車登録台数は1,861,162台となり、前年同期比で99.7%の結果となりました（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）。依然として中古車市場の玉数不足は解消されていない状況です。一方、2025年1月～3月の新車登録台数は前年同期比で13.6%増加しました。新車の供給が安定しつつあるため、下取りや買取を通じて市場に流入する中古車が増えることが見込まれます。また、多くの中古車販売業者の仕入れを苦しめていた、落札平均価格の高騰が落ち着く兆しも見えています。主要取引先である（株式会社シーエーエー、株式会社ユー・エス・エス）の平均落札価格を見ると、2025年3月は株式会社シーエーエーが前年同月比で7.1%減少となりました。株式会社ユー・エス・エスでは前年同月比で1.5%増加とプラスを維持したものの、増加幅は直近1年間で最小に留まっています。2025年度も中古車業者の仕入れ意欲は高いものの、着実に新車の台数が増加していることから中古車市場に車両が流れ込み相場が落ち着く可能性があります。実際に、アルファードやヴェルファイアなどの海外需要が高く、プレミアム価格で取引されていた車種も、新規受注の再開を契機にオークション相場下落が見られています。新車の供給が安定すれば、一部のプレミアム価格がついていた車種だけでなく、中古車相場全体の高騰が緩和されると思われます。そのため、今後とも中古車だけでなく、新車の登録台数の動向について注視することとしております。

このような市場環境の中で、オークション相場は不安定であります。当社としましては、新規顧客の獲得、自動車買取台数の増加に注力しました。

その結果、当中間会計期間において、買取台数4,086台（前年同期比110.6%）と買取計画台数に対してプラス378台の結果となりました。当中間会計期間の売上高は4,037,766千円となり、営業利益は41,162千円、経常利益は37,138千円、中間純利益は24,980千円となりました。

なお、当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は882,759千円となり、前事業年度に比べ273,981千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は263,492千円（前年同期は1,768千円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上253,096千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は50,441千円（前年同期は166,526千円の使用）となりました。これは主に、店舗の出店によって発生した、有形固定資産の取得による支出42,129千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は60,900千円（前年同期は312,334千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出36,312千円によるものです。

第22期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は638,024千円となり、前事業年度末に比べ244,734千円減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は173,354千円となりました。これは主に、棚卸資産の増加111,938千円、法人税支払額83,231千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は41,460千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出41,735千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は29,919千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出28,152千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
中古車買取事業	6,078,909	114.7
合計	6,078,909	114.7

第22期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
中古車買取事業	3,734,676	116.3
合計	3,734,676	116.3

(2) 受注状況

当社は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
中古車買取事業	6,875,742	116.2
合計	6,875,742	116.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社シーエーエー	2,757,048	51.9	3,451,105	55.1
株式会社ユー・エス・エス	2,436,528	45.9	2,738,591	43.7

第22期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
中古車買取事業	4,037,766	—
合計	4,037,766	—

（注）１．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社シーエーエー	2,250,908	60.3
株式会社ユー・エス・エス	1,482,329	39.7

3 【対処すべき課題】

当社が属する中古車買取の業界は、昨今の新車供給の停滞や円安を背景とした海外需要の増加により、売買台数および売買価格において、好調な状態が続いています。しかしながら、このような状況が半永久的に続くことは期待しづらいことから、当社が継続的に安定した業績を維持していくために、業界内、地域内での地位を確立していく必要があります。

上記を踏まえ、当社は対処すべき課題として以下の項目を認識し、これらに対処してまいります。

(1) 認知度の向上及び企業ブランドの確立

当社は中古車買取専門店ではありますが、中古車業界においては、中古車販売店の数が圧倒的に多く、マスメディアにおける露出の影響もあって、中古車業界＝中古車販売業界とのイメージが強く根付いています。かかる中、当社の存在だけでなく、当社を中古車買取専門店としての認識を世間に浸透させていくことで、他社との差別化が図れ、当社のブランド力が向上するものと考えます。

そのために、適切なマスメディアの活用及び広報機能の強化により、認知度の向上および企業ブランドの確立に努めてまいります。

(2) 定期的な出店のための物件選定と人材採用

当社が継続的に成長していくためには、新店舗の出店が必要不可欠です。しかしながら、安定的な店舗運営を行うにあたっては、固定費を極力抑えることが必要であり、そのためには出店候補地の選定が極めて重要であるため、シビアに行う必要があります。地域の金融機関や不動産業者とのネットワークを常に確保しながら、豊富で良質な情報が当社に集まるような状態を維持してまいります。

また、新店舗の出店ペースを落とさないために、安定的な人員の採用が必要です。これを実現するため、リファラル採用を積極的に行っております。当社の価値観や風土、業務内容および給与体系を理解した社員を介すことにより、入社後のミスマッチを防ぐことができ、早期にパフォーマンスを発揮することができます。今後も引き続きリファラル採用に取り組んでまいります。

(3) 多店舗を管理する運営体制の構築

これまで、創業者であり代表取締役CEOである小山武により、各店舗の管理や日々の店舗運営における指導を行っていましたが、今後、店舗数が拡大し、かつエリアも静岡県内の東中西部と広範囲に渡ることになるため、直接指導することが難しくなります。このような状況においても、これまでとおり当社の価値観を現場の各社員が理解し、品質やスピードを保ちながら運営していくためには、東中西部に配置されたエリアマネージャーによる各店舗の管理や、店長による適切な店舗運営が必要となります。

前事業年度には業務システムを刷新し、各店舗の案件状況や在庫状況をリアルタイムで把握できるようにしたため、管理レベルは各段に向上しました。今後は、定期的な会議体の運用や管理者研修の実施等により、管理者の質の向上に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材について

当社は、縦割りの組織ではなく、横との連携を密にとり、効率的かつ機動的な経営を指向し、柔軟に事業推進を行い、少人数で最大の価値とパフォーマンスを生み出す組織体制の構築を目指しております。当社が推進する自動車に関わる事業は様々なノウハウを要する業務であり、人材は極めて重要な経営資源であります。当社が確実な事業推進と企業成長をしていくためには、ノウハウ・情報の共有化、従業員の継続的能力の向上に努めるとともに、専門性の高い人材の確保やマネジメント層並びに次世代を担う若手社員の採用及び育成・教育が不可欠であります。しかしながら、当社が求める人材の確保や育成が十分できない場合、あるいは現時点における有能な人材が社外流出した場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) オートオークションへの依存について

当社は、売上の大部分を株式会社シーエーエー及び株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークション会場への出品に依存しております。当社は、当該オークション会場が定める規約を遵守すべく業務手続を整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミスや予期せぬ事故等により、オークション規約に抵触し、オークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、需給バランスが乱れることによって、オートオークション会場の相場が低迷した場合、仕入値を十分に上回る価格による販売が出来ず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合他社の動向について

当社は成長市場である中古車買取業界において、お客様を最優先としたサービスと経営戦略により競争優位性を確立し、持続的な成長を目指しております。「適正な価格と透明性の確保」に加え、地域密着型のサービスとオンライン対応のハイブリッド戦略を強化し、ステークホルダーの皆様信頼いただける企業となるべく努めてまいります。

現在、中古車買取業界では、大手チェーン店やオンライン専門の買取業者が市場シェアを拡大しています。特に全国展開している大手企業は、広告戦略やブランド力を活かし、多くの顧客を獲得しています。一方、オンライン買取業者は、AI査定やデータドリブンな価格設定を導入し、効率的な買取を進めています。また最近では、自動車メーカー系の中古車事業も活発化しており、メーカー認定中古車の販売強化により、消費者が直接ディーラーで売却する流れも増えつつあります。さらに、フランチャイズ型の買取業者も増加しており地域ごとの需要に応じたサービスを高めることで大手との競争力を高めています。このような業界状況の中において、ユーザーの分散、顧客離れによる、商品車両の仕入数の減少等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 古物商許可取消について

当社は中古車の買取業務を行うにあたり、古物営業法の適用を受けております。当社は、古物取扱業者として、静岡県公安委員会より許可を受け、中古車自動車の買取業務を適正に行っております。しかしながら、今後、法改正が生じた際の対応が不十分であったり、業務上のミス等により取消事由に抵触する事態が生じ、古物商許可が取消された場合、中古車の買取業務を法的に継続することができず、即時に営業停止を余儀なくされ、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現時点において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の

実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(6) 有利子負債への依存について

当社が拡大を進める中で、新規事業や新店舗の増設等には多額の投資が必要であり、当社は、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。2024年9月末における当社の総資産に占める有利子負債の割合は 62.8%、支払利息は 11,435 千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大等に必要な資金調達が困難になる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存について

当社の代表取締役CEOである小山武は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合、現状では当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等について

当社は、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が販売する商品、サービスに関して、瑕疵等の発生、クレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的、人的被害により、当社の事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社は、2025年3月末日現在で取締役5名、監査役1名、従業員37名と組織が小さく、内部管理体制も組織規模に応じたものとなっております。今後、事業の拡大に伴い、適切かつ十分な人的・組織的対応ができない場合、既存の人材の社外流出、病気等における長期休暇が生じ、当社の業務遂行に支障が発生する可能性や、当社の提供しているサービスの品質が低下する恐れがあります。当社では事業の拡大に伴う増員を行うとともに、組織的に従業員同士の業務ノウハウの共有、また内部管理体制の一層の充実を進めていきます。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場予定企業です。当社では、名南M&A株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023年7月31日に名南M&A株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、

当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続につい

て困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の2非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑬ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・運用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は1,360,857千円となり、前事業年度末に比べ339,316千円増加いたしました。これは、現金および預金の増加273,981千円、商品の増加122,735千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は380,457千円となり、前事業年度末に比べ39,588千円増加いたしました。これは、建物の増加が変動要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は647,102千円となり、前事業年度末に比べ167,604千円増加いたしました。これは、1年以内返済予定の長期借入金の増加26,312千円、未払金の増加30,478千円、未払法人税等の増加82,674千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は695,657千円となり、前事業年度末に比べ33,171千円増加いたしました。これは、長期借入金の増加が変動要因であります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は398,555千円となり、前事業年度末に比べ178,128千円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加が変動要因であります。

第22期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,231,339千円となり、前事業年度末に比べ129,518千円減少いたしました。これは、現金及び預金の減少244,735千円、商品の増加111,975千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は375,732千円となり、前事業年度末に比べ4,725千円減少いたしました。これは、車両運搬具の増加8,124千円、繰延税金資産の減少10,085千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は523,790千円となり、前事業年度末に比べ123,312円減少いたしました。これは、未払法人税等の減少81,159千円、未払金の減少9,188千円、その他流動負債の減少29,114千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は659,746千円となり、前事業年度末に比べ35,911千円減少いたしました。これは、長期借入金の減少40,779千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は423,536千円となり、前事業年度末に比べ24,981千円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（売上高）

当事業年度における売上高は6,875,742千円（前年同期比16.2%増）となりました。売上高が増加した主な要因

は、店舗の出店による買取台数の増加を背景としたオートオークションでの販売台数の増加及びオートオークション相場の改善による販売単価の上昇であります。

（売上総利益）

当事業年度における売上総利益は930,536千円（前年同期比62.2%増）となりました。売上高の増加に加えて、オートオークション相場の改善により売上高対売上総利益率が上昇したことが主な要因であります。

（販売費および一般管理費）

当事業年度における販売費および一般管理費は668,391千円（前年同期比23.3%増）となりました。店舗の増加に伴う人件費の増加や各種費用の増加が主な要因です。

（営業利益）

売上高及び売上総利益の増加により、当事業年度における営業利益は262,145千円（前年同期比736.5%増）となりました。

（経常利益）

営業利益の増加による影響から、当事業年度における経常利益は256,313千円（前年同期比890.6%増）となりました。

（当期純利益）

当事業年度における税引前当期純利益は253,096千円（前年同期比287,610千円増）となり、当事業年度における当期純利益は178,128千円（前年同期比204,093千円増）となりました。

第22期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

（売上高）

当中間会計期間における売上高は4,037,766千円となりました。売上高が増加した主な要因は、前期及び前々期に出店した店舗が市場に浸透したことによる買取台数の増加を背景としたオートオークションでの販売台数の増加であります。

（売上総利益）

当中間会計期間における売上総利益は416,511千円となりました。新車の供給不足の解消による中古車の相場への流入が増加したことで、オートオークション相場が下落したことが主な要因であります。

（販売費および一般管理費）

当中間会計期間における販売費および一般管理費は375,348千円となりました。店舗の増加に伴う人件費の増加や各種費用の増加が主な要因です。

（営業利益）

売上高及び売上総利益の増加により、当中間会計期間における営業利益は41,162千円となりました。

（経常利益）

営業利益の減少による影響から、当中間会計期間における経常利益は37,138千円となりました。

（中間純利益）

当中間会計期間における税引前中間純利益は37,138千円となり、当中間会計期間における中間純利益は24,980千円となりました。

（4）キャッシュフローの分析

当事業年度におけるキャッシュフローの概況については、「1.【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（5）運転資本

上場予定日（2025年9月11日）から12ヵ月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

（6）経営者の問題認識

3 【対処すべき課題】に記載しております。

（7）継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在していません。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当事業年度の設備投資の総額は70,291千円であり、主な内容は、浜松西店の出店に伴うもの51,489千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第22期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度において重要な設備投資、設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における重要な設備は以下のとおりであります。

なお、当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第21期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額（千円）							従業員数 (名)
	建物	構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
本社 (静岡県富士市)	19,007	1,428	7,428	547	19,135 (238.25㎡)	15,934	63,479	3 (1)
富士店 (静岡県富士市)	991	—	—	217	—	—	1,209	7 (1)
沼津法人営業部 (静岡県沼津市)	—	—	—	—	—	—	—	1 (—)
富士宮店 (静岡県富士宮市)	11,962	—	—	105	52,149 (981.22㎡)	—	64,217	3 (—)
御前崎店 (静岡県御前崎市)	21,401	—	251	—	—	—	21,653	4 (1)
富士法人営業部 (静岡県富士市)	5,284	—	—	566	—	—	5,850	2 (—)
静岡池田店 (静岡市駿河区)	9,136	—	171	1,122	—	—	10,431	2 (1)
袋井上山梨店 (静岡県袋井市)	—	—	—	—	—	—	—	2 (—)
柿田川店 (静岡県駿東郡清水町)	1,198	4,326	43	160	—	—	5,727	2 (1)
新富士店 (静岡県富士市)	8,669	—	—	993	—	—	9,663	3 (1)
浜松東店 (浜松市中央区)	26,720	8,041	—	—	—	321	35,083	2 (—)
藤枝店 (静岡県藤枝市)	21,893	821	—	179	—	3,809	26,703	2 (1)
静岡中原店 (静岡市駿河区)	18,746	201	—	1,803	—	—	20,753	3 (1)
浜松西店 (浜松市中央区)	36,136	10,551	—	4,107	—	—	50,795	1 (—)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち、「その他」は機械及び装置、リース資産及びソフトウェアであります。

3. 従業員は就業人員数であり、臨時雇用者の平均人員数を()外数で記載しております。

4. 本社には、貸与中の建物19,007千円、構築物1,427千円を含んでおります。

5. 上記の他、他社から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
富士店 (静岡県富士市)	店舗用地	4,451
	駐車場	1,777
沼津法人営業部 (静岡県沼津市)	店舗用地	1,320
御前崎店 (静岡県御前崎市)	店舗用地	4,800
富士法人営業部 (静岡県富士市)	店舗用地	3,672
静岡池田店 (静岡市駿河区)	店舗用地	3,600
袋井上山梨店 (静岡県袋井市)	店舗用地	1,560
柿田川店 (静岡県駿東郡清水町)	店舗用地	4,406
新富士店 (静岡県富士市)	店舗用地	9,600
浜松東店 (浜松市中央区)	店舗用地	4,117
藤枝店 (静岡県藤枝市)	店舗用地	5,760
静岡中原店 (静岡市駿河区)	店舗用地	7,750
浜松西店 (浜松市中央区)	店舗用地	1,800

第22期中間会計期間（自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日）

2025年 3 月31日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額（千円）							従業員数 (名)
	建物	構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
本社 (静岡県富士市)	18,516	1,377	14,626	478	19,135 (238.25㎡)	12,725	66,861	3 (1)
富士店 (静岡県富士市)	970	—	—	107	—	—	1,079	5 (1)
沼津法人営業部 (静岡県沼津市)	—	—	—	—	—	—	—	1 (—)
富士宮店 (静岡県富士宮市)	11,432	—	164	70	52,149 (981.22㎡)	—	63,817	3 (—)
御前崎店 (静岡県御前崎市)	20,765	—	125	—	—	—	20,891	4 (—)
富士法人営業部 (静岡県富士市)	5,105	—	593	412	—	—	6,111	1 (—)
静岡池田店 (静岡市駿河区)	8,833	—	285	1,010	—	7,990	18,120	3 (—)
袋井上山梨店 (静岡県袋井市)	—	—	200	—	—	—	200	2 (—)
柿田川店 (静岡県駿東郡清水町)	1,166	4,119	21	102	—	294	5,704	2 (1)
新富士店 (静岡県富士市)	8,499	—	—	661	—	3,553	12,715	4 (1)
浜松東店 (浜松市中央区)	26,178	7,750	—	—	—	—	33,929	3 (—)
藤枝店 (静岡県藤枝市)	21,427	773	—	119	—	—	22,321	2 (—)
静岡中原店 (静岡市駿河区)	18,395	2,608	—	1,335	—	—	22,341	3 (1)
浜松西店 (浜松市中央区)	35,222	10,250	—	3,187	—	—	48,661	1 (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち、「その他」は機械及び装置、リース資産及びソフトウェアであります。
3. 従業員は就業人員数であり、臨時雇用者の平均人員数を()外数で記載しております。
4. 本社には、貸与中の建物18,516千円、構築物1,377千円を含んでおります。
5. 上記の他、他社から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
富士店 (静岡県富士市)	店舗用地	4,451
	駐車場	1,777
沼津法人営業部 (静岡県沼津市)	店舗用地	1,320
御前崎店 (静岡県御前崎市)	店舗用地	4,800
富士法人営業部 (静岡県富士市)	店舗用地	3,672
静岡池田店 (静岡市駿河区)	店舗用地	3,600
袋井上山梨店 (静岡県袋井市)	店舗用地	1,560
柿田川店 (静岡県駿東郡清水町)	店舗用地	4,406
新富士店 (静岡県富士市)	店舗用地	9,600
浜松東店 (浜松市中央区)	店舗用地	4,117
藤枝店 (静岡県藤枝市)	店舗用地	5,760
静岡中原店 (静岡市駿河区)	店舗用地	7,750
浜松西店 (浜松市中央区)	店舗用地	1,800

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月8日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	40	200	200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
計	800,000	40	200	200,000	—	—

- (注) 1. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。
- また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、2025年6月16日付で発行株式総数は799,760株増加し、800,000株となっております。
2. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

- (2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年6月16日	199,800	200,000	—	50,000	—	—

- (6) 【所有者別状況】

2025年6月30日現在

2023年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	2,000	2,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(注) 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

- (7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

注) 1. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。

2. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保金の確保のため実施しておりません。内部留保金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら実施を検討する所存であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

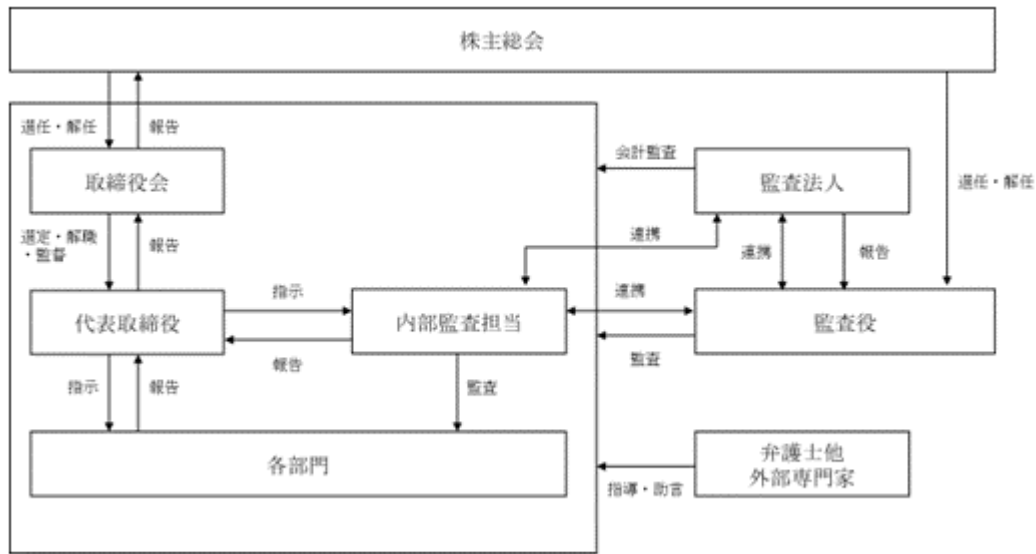
男性6名 女性一名(役員のうち女性の比率―%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	C E O	小山 武	1973年6月15日	1995年4月 2002年1月 2003年12月 2016年11月 2016年12月	高橋自動車販売株式会社 入社 個人事業主「アップル静岡SBS通り店」 ビッグウェーブインターナショナル株式会社(現当社) 創業 代表取締役社長就任 「車買取ビッグウェーブFC店」 FC契約解消 当社 代表取締役CEO就任(現任)	(注) 1	(注) 3	200
専務取締役		一杉 開	1975年5月10日	1996年4月 2000年3月 2004年1月 2021年10月	有限会社石井製作所 入社 高橋自動車株式会社 入社 ビッグウェーブインターナショナル株式会社(現当社) 入社 取締役就任 当社 専務取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	―
取締役	C O O	横山 憲一郎	1985年5月21日	2004年4月 2004年6月 2004年12月 2023年12月	社会福祉法人秀生会デイサービスセンター美原 入社 株式会社アウトソーシング 入社 ビッグウェーブインターナショナル株式会社入社(現当社) 当社 取締役COO就任(現任)	(注) 1	(注) 3	―
取締役	経営本部長	鈴木 互	1980年11月21日	2001年4月 2003年11月 2004年6月 2023年12月	高橋自動車販売株式会社 入社 静岡ダイハツ販売株式会社 入社 ビッグウェーブインターナショナル株式会社(現当社) 入社 当社 取締役経営本部長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	―
取締役	経営企画部長	鈴木 雅人	1980年2月8日	2000年4月 2022年5月 2023年7月 2024年12月	株式会社静岡カンントリーグループ 入社 株式会社コヤマ・ミライエ入社 当社 経営企画部長就任 当社 取締役経営企画部長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	―
監査役		濱 祥賀	1991年10月14日	2021年4月 2022年10月 2023年12月	株式会社ウィー・ロック入社 医療法人社団 晃誠会 理事就任(現任) 当社 社外監査役就任(現任)	(注) 2	(注) 3	―
計								200

- (注) 1. 取締役の任期は2024年12月20日開催の2024年9月期に係る定時株主総会終結の時から2025年9月期に係る定時株主総会終結時までであります。
2. 監査役の任期は2023年12月27日開催の2023年9月期に係る定時株主総会終結の時から2027年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2024年9月期における役員報酬の総額は36,980千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、きぼう監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年9月期において監査を執行した公認会計士は石崎勝夫氏、玉置啓太氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他1名であります。

なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、経営本部が主管部署として、業務を監査しております。なお経営本部内における監査は、管理部と経営企画部で互いの部を監査しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長及び取締役に対して報告する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として 経営企画部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外役員の状況

当社は社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役濱祥賀氏は、当社の株式を保有しておらず、当社との間にはその他の人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役	35,180	32,600	2,580	—	5
監査役	1,800	1,800	—	—	1

(注) 1. 2024年9月期の実績となります。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	8,750	—
計	8,750	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て、監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

（１）当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、きぼう監査法人により監査を受けております。

（２）当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の中間財務諸表についてきぼう監査法人により期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	608,778	882,759
売掛金	56,046	21,024
商品	316,614	439,349
貯蔵品	525	560
前渡金	—	1,099
前払費用	11,911	15,218
その他	28,282	846
貸倒引当金	△617	—
流動資産合計	1,021,541	1,360,857
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額) ※1	146,575	※1 181,147
構築物(純額)	16,026	25,368
機械及び装置(純額)	4,768	4,130
車両運搬具(純額)	15,294	7,893
工具、器具及び備品(純額)	9,421	9,803
土地	71,284	71,284
リース資産(純額) ※1	9,586	※1 7,052
その他	1,117	—
有形固定資産合計 ※2	274,074	※2 306,680
無形固定資産		
ソフトウェア	11,366	8,882
無形固定資産合計	11,366	8,882
投資その他の資産		
投資有価証券	4,501	1,285
出資金	210	80
長期前払費用	11,232	13,218
繰延税金資産	9,587	17,850
その他	31,182	33,746
貸倒引当金	△1,285	△1,285
投資その他の資産合計	55,429	64,895
固定資産合計	340,869	380,457
資産合計	1,362,411	1,741,315

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,009	16,084
短期借入金 ※ 3	350,000	※ 3 350,000
1年以内返済予定の長期借入金 ※ 1	36,312	※ 1 62,624
リース債務	2,787	2,787
未払金	37,397	67,875
未払費用	1,375	12,044
未払法人税等	557	83,231
前受金	5,133	7,303
預り金	2,864	3,784
賞与引当金	9,210	12,060
その他	3,849	29,306
流動負債合計	479,498	647,102
固定負債		
長期借入金 ※ 1	644,331	※ 1 681,707
リース債務	7,757	4,969
資産除去債務	3,000	3,000
その他	7,398	5,981
固定負債合計	662,486	695,657
負債合計	1,141,984	1,342,759
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	170,427	348,555
利益剰余金合計	170,427	348,555
純資産合計	220,427	398,555
負債純資産合計	1,362,411	1,741,315

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年3月31日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		638,024
売掛金		19,608
商品		551,324
貯蔵品		523
前渡金		4,993
前払費用		12,084
その他		4,780
流動資産合計		1,231,339
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※1	176,522
構築物(純額)		26,881
機械及び装置(純額)		3,848
車両運搬具(純額)		16,017
工具、器具及び備品(純額)		7,486
土地	※1	71,284
リース資産(純額)		13,774
有形固定資産合計	※2	315,815
無形固定資産		
ソフトウェア		6,941
無形固定資産合計		6,941
投資その他の資産		
投資有価証券		—
出資金		80
長期前払費用		12,560
繰延税金資産		7,765
その他		33,854
貸倒引当金		△1,285
投資その他の資産合計		52,975
固定資産合計		375,732
資産合計		1,607,072

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年3月31日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		9,793
短期借入金		350,000
1年以内返済予定の長期借入金	※1	75,251
リース債務		5,031
未払金		58,687
未払費用		7,098
未払法人税等		2,072
前受金		2,325
預り金		1,946
賞与引当金		11,389
その他		192
流動負債合計		523,790
固定負債		
長期借入金	※1	640,928
リース債務		9,933
資産除去債務		3,000
その他		5,885
固定負債合計		659,746
負債合計		1,183,536
純資産の部		
株主資本		
資本金		50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		373,536
利益剰余金合計		373,536
純資産合計		423,536
負債純資産合計		1,607,072

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
売上高	※ 1	5,917,692	※ 1	6,875,742
売上原価				
商品期首棚卸高		339,092		316,614
当期商品仕入高		5,332,236		6,078,909
合計		5,671,329		6,395,524
他勘定振替高	※ 2	10,556	※ 2	10,968
商品期末棚卸高	※ 3	316,614	※ 3	439,349
商品売上原価		5,344,158		5,945,206
売上総利益		573,533		930,536
販売費及び一般管理費	※ 4	542,195	※ 4	668,391
営業利益		31,338		262,145
営業外収益				
受取利息		841		71
不動産賃貸収入		7,568		7,632
その他		1,423		2,042
営業外収益合計		9,833		9,745
営業外費用				
支払利息		8,805		11,435
貸倒引当金繰入額		1,285		—
不動産賃貸原価		4,404		4,141
その他		801		—
営業外費用合計		15,296		15,577
経常利益		25,875		256,313
特別利益				
有形固定資産除売却益	※ 6	4,680		—
特別利益合計		4,680		—
特別損失				
有形固定資産売却損	※ 7	20,394		—
減損損失	※ 5	19,179		—
投資有価証券売却損		19,369		—
投資有価証券評価損		6,127		3,216
特別損失合計		65,070		3,216
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△34,514		253,096
法人税、住民税及び事業税		1,037		83,231
法人税等調整額		△9,587		△8,262
法人税等合計		△8,549		74,968
当期純利益又は当期純損失(△)		△25,964		178,128

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)		
売上高	※ 1	4,037,766
売上原価	※ 2	3,621,255
売上総利益		416,511
販売費及び一般管理費	※ 3	375,348
営業利益		41,162
営業外収益		
受取利息		398
不動産賃貸収入		3,867
その他		1,050
営業外収益合計		5,316
営業外費用		
支払利息		6,902
不動産賃貸原価		1,472
その他		965
営業外費用合計		9,340
経常利益		37,138
税引前中間純利益		37,138
法人税、住民税及び事業税		2,072
法人税等調整額		10,085
法人税等合計		12,157
中間純利益		24,980

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年10月 1 日 至2023年 9 月30日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	196,391	196,391	246,391	246,391
当期変動額					
当期純損失(△)		△25,964	△25,964	△25,964	△25,964
当期変動額合計		△25,964	△25,964	△25,964	△25,964
当期末残高	50,000	170,427	170,427	220,427	220,427

当事業年度(自 2023年10月 1 日 至2024年 9 月30日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	170,427	170,427	220,427	220,427
当期変動額					
当期純利益		178,128	178,128	178,128	178,128
当期変動額合計		178,128	178,128	178,128	178,128
当期末残高	50,000	348,555	348,555	398,555	398,555

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△34,514	253,096
減価償却費	24,930	43,458
減損損失	19,179	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,563	△617
賞与引当金の増減額(△は減少)	9,210	2,849
受取利息	△841	△71
支払利息	8,805	11,435
有形固定資産除売却損益(△は益)	15,713	—
投資有価証券評価損(△は益)	6,127	3,216
投資有価証券売却損(△は益)	19,369	—
売上債権の増減額(△は増加)	△26,856	35,022
棚卸資産の増減額(△は増加)	14,049	△122,769
仕入債務の増減額(△は減少)	18,321	△14,925
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,548	26,237
その他	△10,692	17,472
小計	62,818	254,406
利息の受取額	841	71
利息の支払額	△8,805	△11,435
法人税等の還付額	—	20,450
法人税等の支払額	△56,622	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,768	263,492
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△166,947	△42,129
有形固定資産の売却による収入	13,037	—
無形固定資産の取得による支出	△708	△3,289
投資有価証券の取得による支出	△10,629	—
投資有価証券の売却による収入	10,629	—
敷金補償金の回収による収入	2,491	—
敷金保証金の差入による支出	△13,150	△2,400
保険積立金の積立による支出	△2,593	△2,593
その他	1,344	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△166,526	△50,411

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減	200,000	—
長期借入れによる収入	257,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△142,500	△36,312
リース債務返済による支出	△2,165	△2,787
財務活動によるキャッシュ・フロー	312,334	60,900
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	144,038	273,981
現金及び現金同等物の期首残高	464,739	608,778
現金及び現金同等物の期末残高	※ 608,778	※ 882,759

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	37,138
減価償却費	15,127
賞与引当金の増減額(△は減少)	△670
受取利息及び受取配当金	△398
支払利息	6,902
売上債権の増減額(△は増加)	1,415
棚卸資産の増減額(△は増加)	△111,938
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,290
その他	△24,906
小計	△83,618
利息及び配当金の受取額	398
利息の支払額	△6,902
法人税等の支払額	△83,231
営業活動によるキャッシュ・フロー	△173,354
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△41,735
その他	275
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,460
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金返済による支出	△28,152
リース債務返済による支出	△1,767
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,919
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△244,734
現金及び現金同等物の期首残高	882,759
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 638,024

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他の有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法、ただし1998年4月1日以降に取得の建物（建物付属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得の建物付属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～39年
構築物	10年～20年
機械及び装置	15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 車両販売

当社は主に車両販売を事業としており、顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客への納車引渡し時点で収益認識しております。ただし、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした車両については当該要件を満たした時点を収益認識時点としております。

また、オークションによる業販取引においては、オークションでの落札時点で顧客に当該商品に対する支

配が移転し履行義務が充足されることから、オークションでの落札時点で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	316,614	439,349

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。商品の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
建物	12,496 千円	11,962 千円
土地	71,284	71,284
計	83,780	83,246

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
1年以内返済予定の長期借入金	5,724 千円	5,724 千円
長期借入金	56,293	50,569
計	62,017	56,293

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	114,645 千円	151,075 千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
当座貸越極度額	350,000 千円	350,000 千円
借入実行残高	350,000	350,000
差引額	—	—

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
固定資産	10,556 千円	10,007 千円
販売費及び一般管理費	—	961
計	10,556	10,968

※3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
商品評価損	11,358 千円	9,747 千円

※4 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
販売手数料	45,513 千円	49,686 千円
運搬費	50,525	56,905

役員報酬	21,000	36,980
給料及び手当	127,385	153,616
賞与	21,810	24,149
賞与引当金繰入額	9,210	12,060
広告宣伝費	49,552	69,863
減価償却費	23,253	42,200
地代家賃	46,846	54,139

おおよその割合

販売費	53 %	50 %
一般管理費	47 %	50 %

※5 減損損失

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
静岡県袋井市	営業店舗	建物、構築物	19,179

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が、継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19,179千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は建物15,420千円、構築物3,758千円であります。また、資産グループの回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

※6 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)	当事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
車両運搬具	4,680 千円	—

※7 有形固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)	当事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
建物	20,322 千円	—
構築物	72	—
計	20,394	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	—	—	200

- 2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
- 3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	—	—	200

- 2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
- 3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	608,778 千円	882,759 千円
現金及び現金同等物	608,778	882,759

(リース取引関係)

【借主側】

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
・有形固定資産 主として積載車(車両運搬具)であります。
- ② リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
1年内	51,670	51,100
1年超	240,860	210,830
合計	292,530	261,930

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

- 1 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び流動性の高い短期的な預金等を中心に行っております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から最適な手段を選択する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融商品の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券、借入金があります。

預金については、短期的な預金であり、市場価格等の変動リスクはありません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動及び信用リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品のリスクに係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規定及び与信管理規定に従い、営業部門が主要な取引先の状況をモニタリングし、経営企画部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、担当部門である経営企画部にて管理しております。また、借入金については、定期的に残高と金利の動向を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき毎月資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(*2)	4,501	4,501	—
資産計	4,501	4,501	—
(1) 長期借入金(*3)	680,643	681,753	1,110
負債計	680,643	681,753	1,110

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	210

(*3) 「長期借入金」は、1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

当事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(*2)	1,285	1,285	—
資産計	1,285	1,285	—
(1) 長期借入金(*3)	744,331	738,286	△6,044
負債計	744,331	738,286	△6,044

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	80

(※3) 「長期借入金」は、1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	608,778	—	—	—
売掛金	56,046	—	—	—
合計	664,824	—	—	—

当事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	882,759	—	—	—
売掛金	21,024	—	—	—
合計	903,783	—	—	—

(注2) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	350,000	—	—	—	—	—
長期借入金	36,312	42,632	59,306	56,040	55,640	430,713
合計	386,312	42,632	59,306	56,040	55,640	430,713

当事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	350,000	—	—	—	—	—
長期借入金	62,624	79,298	76,032	75,632	68,872	381,873
合計	412,624	79,298	76,032	75,632	68,872	381,873

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,501	—	—	4,501
資産計	4,501	—	—	4,501

当事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,285	—	—	1,285
資産計	1,285	—	—	1,285

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	681,753	—	681,753
負債計	—	681,753	—	681,753

当事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	738,286	—	738,286
負債計	—	738,286	—	738,286

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2023年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	4,501	4,501	—
小計	4,501	4,501	—
合計	4,501	4,501	—

当事業年度(2024年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	1,285	1,285	—
小計	1,285	1,285	—
合計	1,285	1,285	—

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2022年10月1日 至2023年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	10,629	—	19,369
合計	10,629	—	19,369

当事業年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

該当事項ありません。

3 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について6,127千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、投資有価証券について3,216千円の減損処理を行っております。

なお、下落率が30～50%の株式の減損にあたっては、個別銘柄ごとに、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度（勤労者退職金共済機構）を採用しております。

2 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
確定拠出制度への要拠出額	600千円	925千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,119千円	4,085千円
未払事業税	—	8,783千円
棚卸資産評価損	3,847千円	3,301千円
減損損失	5,479千円	5,108千円
資産除去債務	1,016千円	1,016千円
繰越欠損金	1,015千円	—

その他	2,842千円	2,483千円
繰延税金資産小計	17,320千円	24,776千円
評価性引当額	△7,733千円	△6,926千円
繰延税金資産合計	9,587千円	17,850千円
繰延税金資産純額	9,587千円	17,850千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2023年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	1,015	1,015千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,015	1,015千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,015千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産1,015千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、当事業年度に税引前当期純損失を34,514千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度 (2024年9月30日)

該当事項はありません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	—	33.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.1%
役員給与の損金不算入	—	0.3%
評価性引当額の純増減額	—	△0.3%
賃上げ促進税制に関する税額控除	—	△4.7%
その他	—	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.6%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30 日)	当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30 日)
オークション販売	5,308,000	6,245,409
店舗販売	573,577	598,817
その他	36,114	31,516
顧客との契約から生じる収益	5,917,692	6,875,742
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	5,917,692	6,875,742

(注) 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービスを含んでおります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第6 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の期首及び期末残高

顧客との契約から生じた債権は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	29,189	56,046
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	56,046	21,024
契約負債(期首残高)	8	5,133
契約負債(期末残高)	5,133	6,670

契約負債は、顧客との契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、前事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は8千円、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,133千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、1年を超えるものが存在しないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2022年10月 1 日 至 2023年9月30日）及び当事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年9月30日）

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年10月 1 日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社シーエーエー	2,757,048
株式会社ユー・エス・エス	2,436,528

(注) 当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社シーエーエー	3,451,105
株式会社ユー・エス・エス	2,738,591

(注) 当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	小山 武	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注1)	128,400	—	—

(注1) 当社の銀行借入について、債務保証を受けております。なお、被保証債務に対しての保証料は支払っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	小山 武	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注1)	128,400	—	—

(注1) 当社の銀行借入について、債務保証を受けております。なお、被保証債務に対しての保証料は支払っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	1,102.13円	1,992.77円
1株当たり当期純利益又は1株あたり当期純損失(△)	△129.82円	880.64円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2 当社は2025年6月16日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり純利益を算定しております。

3 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△25,964	178,128
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△25,964	178,128
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
----	-----------------------	-----------------------

純資産の部の合計額(千円)	220, 427	398, 555
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	220, 427	398, 555
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	200, 000	200, 000

(重要な後発事象)

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためであります。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2025年6月16日をもって、2025年6月15日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式(普通株式)について、1株につき1,000株の割合で分割

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	200株
株式分割により増加する株式数	199,800株
株式分割後の発行済株式総数	200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	800,000株

(3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年3月31日)
建物	11,022 千円
土地	71,284
計	82,306

担保付債務は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年3月31日)
1年以内返済予定の長期借入金	5,724 千円
長期借入金	47,707
計	53,431

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	169,874 千円

(中間損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
商品評価損	7,370 千円

※ 3 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
販売手数料	31,558 千円
運搬費	36,167
役員報酬	26,500
給料及び手当	80,174
賞与引当金繰入額	10,079
広告宣伝費	60,601
減価償却費	14,874
地代家賃	30,108

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1 配当金の支払額

該当事項はありません。

- 2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
現金及び預金	638,024 千円
現金及び現金同等物	638,024

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
オークション販売	3,718,027
店舗販売	302,757
その他	16,981
顧客との契約から生じる収益	4,037,766
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,037,766

(注) 「その他」の区分には、各種整備、修理等の付帯サービスを含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自2024年10月 1 日至2025年 3 月31日)

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1株当たり中間純利益	124.90
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	24,980
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	24,980
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(注) 1 当社は、2025年6月16日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためであります。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2025年6月16日をもって、2025年6月15日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式(普通株式)について、1株につき1,000株の割合で分割

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	200株
株式分割により増加する株式数	199,800株
株式分割後の発行済株式総数	200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	800,000株

(3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当中間会計期間の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	198,470	42,061	—	240,531	59,384	7,488	181,147
構築物	22,543	10,639	—	33,182	7,814	1,297	25,368
機械及び装置	6,081	0	—	6,081	1,950	637	4,130
車両運搬具	25,678	10,007	—	35,685	27,792	17,407	7,893
工具、器具及び備品	50,871	6,328	—	57,200	47,396	5,946	9,803
土地	71,284	—	—	71,284	—	—	71,284
リース資産	12,672	—	—	12,672	5,620	2,534	7,052
その他	1,117	—	—	1,117	1,117	1,117	—
有形固定資産計	388,720	69,036	—	457,756	151,075	36,429	306,680
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	19,405	—	3,738	8,882
無形固定資産計	—	—	—	19,405	—	3,738	8,882
長期前払費用	—	—	—	13,218	—	607	13,128

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

浜松西店

建物 42,061千円

構築物 10,639千円

工具器具美品 6,328千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3. 長期前払費用の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	350,000	350,000	1.52	—
1年以内に返済予定の長期借入金	36,312	62,624	1.02	—

1年以内に返済予定のリース債務	2,787	2,787	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	644,331	681,707	1.02	2026年～2038年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	7,757	4,969	—	2028年
合計	1,041,187	1,102,088	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	79,298	76,032	75,632	68,872
リース債務	2,787	2,787	2,182	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,902	—	—	617	1,285
賞与引当金	9,210	12,060	9,210	—	12,060

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	976
預金	
普通預金	881,782
合計	882,759

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ユー・エス・エス	17,943
Blue Wave 株式会社	1,159
その他	1,922
合計	21,024

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
56,046	6,964,315	6,999,337	21,024	99.7	2.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
車両	439,349
合計	439,349

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
消耗品等	560
合計	560

2 負債の部

① 買掛金

相手先	金額(千円)
一般顧客	16,084
合計	16,084

(注) 当社は一般顧客(個人)からの車両の仕入にあたっては、一部物件を除いて、後日代金決済を行うため、買掛金が発生いたします。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	(注) 1
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.koyama-miraie.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、配当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料担当として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
小山 武(注1, 2)	静岡県静岡市葵区	200,000	100.0
計	—	200,000	100.0

(注) 1, 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2, 特別利害関係者等(当社代表取締役)

独立監査人の監査報告書

2025年8月6日

株式会社コヤマ・ミライエ
取締役会 御中

きぼう監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

石 崎 勝 夫

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

玉 置 啓 太

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コヤマ・ミライエの2023年10月1日から2024年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コヤマ・ミライエの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 8 月 6 日

株式会社コヤマ・ミライエ
取締役会 御中

きぼう監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

石崎 勝夫

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

玉置 啓太

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コヤマ・ミライエの2024年10月1日から2025年9月30日までの第22期事業年度の中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コヤマ・ミライエの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上